

# **「職員の給与等に関する報告及び勧告」のポイント**

**平成23年11月  
沖縄県人事委員会**

# 1 本年の勧告のポイント

○月例給は引下げ、ボーナスは改定なし

○職員の平均年間給与(行政職平均)は△1万2千円  
(△0.21%)

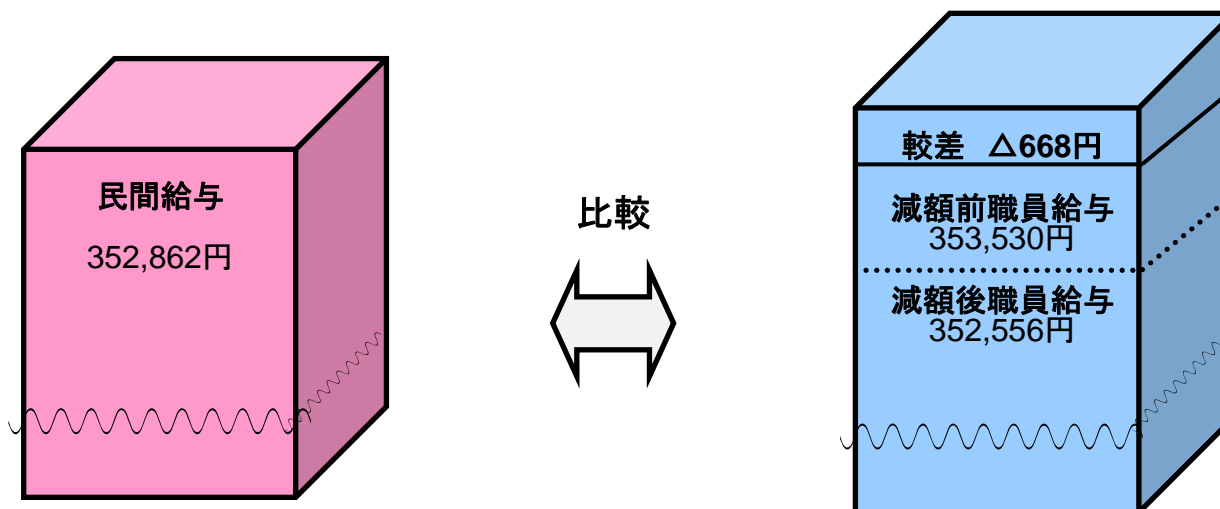
- 1 職員給与が民間給与を上回るマイナス較差  
(△668円、△0.19%)を解消するため、人事院勧告  
に準じて月例給の引下げ改定を行なう
- 2 期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間との均衡を勘  
案し改定なし

## 2 民間給与との比較

職員給与が民間給与を1人当たり306円(0.09%)下回った。特例条例※による減額措置がないものとした場合は、職員給与が民間給与を1人当たり668円(0.19%)上回った。

※特例条例による減額措置(管理職手当:△15%)

民間給与(A)	職員給与(B)		較差(A-B) ((A-B)/B×100)
352,862円	減額措置後	352,556円	306円 (0.09%)
	減額措置前	353,530円	△668円 (△0.19%)

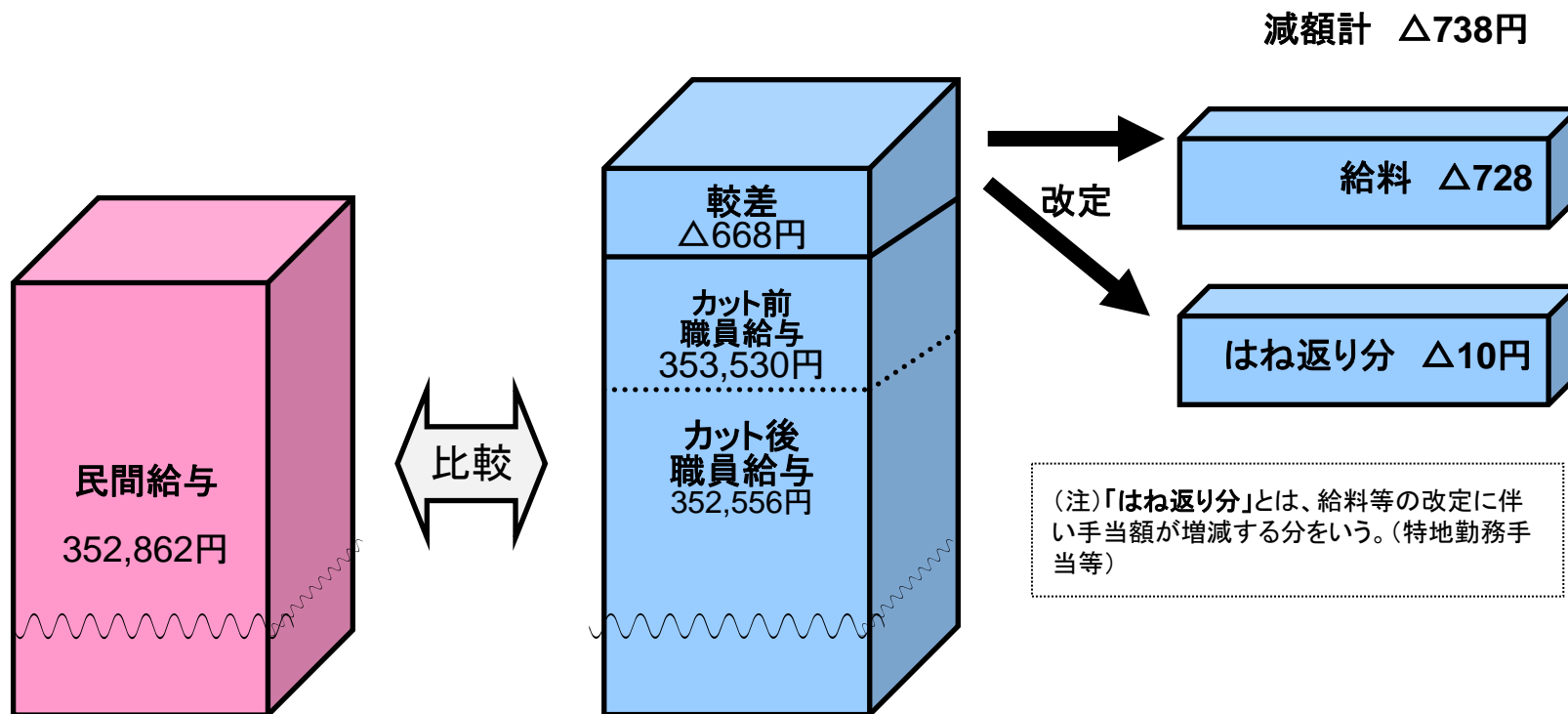


### 3 給与改定の内容

- (1) 給料表については、公民給与の較差を解消するため、人事院勧告に準じて月例給を引下げ改定（平均改定率  $\Delta 0.21\%$ 、 $\Delta 738$ 円）  
平成21年以降3年連続の引下げ
- (2) ボーナスについては、民間の年間支給割合（3.96月分）が職員の年間支給月数（現行3.95月）とおおむね均衡していることから、改定なし
- (3) 男性の育児休業取得促進の一助として1ヵ月以下の取得者の期末手当の支給割合を見直し（現行80/100→見直し後100/100）

# 公民較差に基づく給与改定

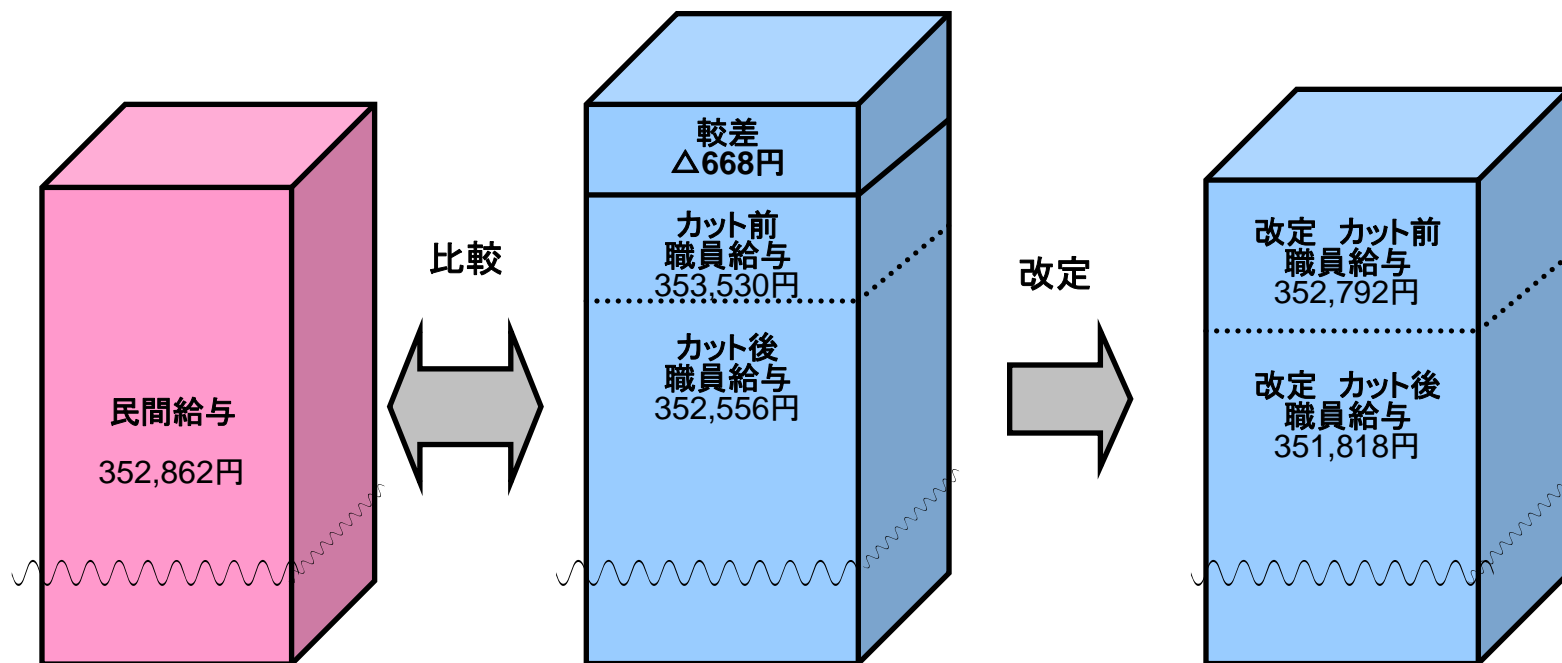
本年の民間給与との較差  $\Delta 668$ 円 ( $\Delta 0.19\%$ ) を解消するため、以下のとおり、月例給与の引下げ改定を行うこととした。



# 特例条例による減額措置と給与改定

特例条例による減額措置前は、職員給与が民間給与を1人当たり668円(0.19%)上回った。減額後の職員給与は、民間給与を1人当たり306円(0.09%)下回っている。

改定後の職員給与は、**△738円(△0.21%)**の引下げ。



# 平均年間給与額の増減額

